

教育・保育部会の改編について

1 改編の趣旨

各市町村においては、「子ども・子育て支援法」に基づき、5年を一期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を定めるものとされており、本市では平成27年度から5年を一期とする「大阪市子ども・子育て支援計画」を策定し、生まれる前から乳幼児期を経て青年期に至るまでの子ども・青少年に係る施策を総合的に推進しているところである。

2020年度を始期とする次期「大阪市子ども・子育て支援計画」の策定にあたっては、「子ども・子育て支援会議」においてご意見を伺うこととしているが、教育・保育施設に関すること、子育て支援事業に関することについては、別途詳細なご意見を伺う場として、「教育・保育部会」を改編し、「教育・保育・子育て支援部会」を設置する。

2 部会名称

子ども・子育て支援会議 教育・保育・子育て支援部会

3 所掌事務

子ども・子育て支援法に基づき策定する、本市の子ども・子育て支援事業計画に係る、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保などに関すること

4 構成委員

児童福祉、こども家庭福祉、子育て支援、母子保健に関する豊富な知識や経験を持つ有識者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する方など8名で構成する。